

世田谷区新BOP事業実施要綱

平成11年3月31日世児初第990号

平成11年3月31日

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、区立小学校の施設を利用して行う児童の健全育成及び放課後対策を推進するための新BOP事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(主旨)

第2条 新BOP事業は、区長および教育委員会が共同して、BOP及び学童クラブを一体的に実施する事業とする。

2 前項のBOPとは、世田谷区律学校施設の開放に関する規則(昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号)第1条の目的に基づき区立小学校の施設を利用し、遊びを通して学年を超えた児童間の交流を図るとともに児童の創造性、自主性、社会性等の養成を図るベース・オブ・プレイング事業をいい同項の学童クラブとは、世田谷区学童クラブ条例(平成24年12月世田谷区条例第75号。第10条において「条例」という)第1条の新BOP学童クラブ事業をいう。

第3条 新BOP事業は、次の内容及び機能を有するものとする。

- (1) 児童の安全な遊び及び交流の場の提供
- (2) 自主的な遊びの活動への意欲及び態度の形成
- (3) 学年を超えた児童間の遊びを通じた交流を促進し、児童の創造性、自主性及び社会性を養うこと。
- (4) 学校、家庭、地域と協力しての遊びの環境づくりへの支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、児童の健全育成上必要な活動

2 新BOPを行うが所は、別表のとおりとする。

第4条 新BOPの定員は、原則として定めないものとする。

(設備)

第2章 BOP

第5条 新BOPの設備は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 新BOP事業の実施に必要な機能を備えた部屋(第3号において「新BOP室」という。)をおおむね2教室分程度を確保し、その1教室分を主に学童クラブ機能スペースとして活用できるようにすることとし、登録児童数等により必要な場合は、学校施設の活用等、スペースの確保に努めること。
- (2) 小学校内の校庭、体育館、多目的ルーム等を使用した遊びの場があること。
- (3) 新BOP室は、次の条件を具備していること。
 - ア 採光、換気等児童の保健衛生上考慮が十分なされていること。
 - イ 机、いす、図書、遊具及び児童の所持品を収納するための設備等を備えること。
 - ウ 事故が発生した場合に対応するための救急用品を備えるとともに、静養場所を定めておくこと。

第2章 BOP

(対象児童)

第6条 区立小学校に在籍する児童は、その在籍する区立小学校において実施するBOPの登録を受けることができ、当該BOPに参加することができるものとする。

2 教育委員会必要と認める児童は、教育委員会が指定するBOPの登録を受けることができ、当該BOPに参加することができるものとする。

(登録)

第7条 前条の登録は、保護者の申請に基づき行うものとし、その有効期間は、当該登録を行った日から当該日の属する年度の末日までとする。

2 前条の登録の事務は、教育委員会が所管するものとする。

(実施時間)

第8条 BOPは、区立小学校の放課後（世田谷区立学校管理運営規則(昭和53年9月)世田谷区教育委員会規則第7号)第6条の休業日（次条の休業日である火を除く。）にあたっては午前8時30分に開始するものとし、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に定める時刻に終了するものとする。

(1) 夏季期間（3月から9月までをいう。） 午後5時

(2) 冬季期間（10月から2月までをいう。） 午後4時30分

2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、前項に規定する開始時刻又は終了時刻を変更できるものとする。

(休業日)

第9条 BOPの休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(4) 教育委員会が指定した日

第3章 学童クラブ

第10条 学童クラブに入会することができる者は、条例第4条に定める児童とする。

2 学童クラブへの入会及びその商人は、条例第5条に定めるところによる。

3 入会の承認を受けた児童の学童クラブの利用期間は、学童クラブ条例施行規則（平成25年2月世田谷区規則第4号、以下この条において「規則」という。）第8条に定めるところによる。

4 学童クラブの実施時間は、規則第2条に定めるところによる。

5 学童クラブの休業日は、規則第3条に定めるところによる。

第4章 雑則

(研修の実施)

第11条 区長及び教育委員会は、児童の安全管理、遊び又は生活の指導等について、職員等に対し計画的な研修に努めるものとする。

(他機関との連携)

第12条 区長及び教育委員会は、新BOPの事業の効果的運営を図るため、学校、家庭、地域及び関係諸機関との協議及び連携をし、それらとの間に協力のための会議体を設置できるものとする。

(都事業との関係)

第13条 新BOP事業は、「東京都放課後子どもプラン実施事業」（平成19年6月21日19教生社第14号、平成19年6月21日19福保支第1号）における「放課後子ども教室」及び「放課後児童健全育成事業」に位置づけ、一体的に実施するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、新BOP事業の実施運営に関し必要な事項は、区長及び教育委員会が別に定める。

附則は略（父母連事務局）